

大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度

よくあるご質問

1 申請条件について

Q 大阪府居住であれば、だれでも申請できますか？

A 2020年度入学生から申請でき、入学日の3年以上前から学生本人及び生計維持者が大阪府内在住していることが要件となります。

Q 入学時(2020年度)は、府内在住3年以上の要件に満たなかったが、2年生になれば府内在住3年以上になるので制度の申請ができますか？

A 大学入学時の府内在住要件で判断するため、在学中に要件を満たしたとしても申請することは出来ません。

Q 父親が単身赴任している場合は申請できないのですか？

A 生計維持者(原則、父母)のどちらかが大阪に居住していることが確認でき、学生自身も大阪居住が確認できた場合単身赴任していることの証明として、会社発行の辞令の写しなどを提出できるのであれば申請できます。

Q 海外赴任している場合はどうなりますか？

A 申請できません。

経済状況判定時に 課税標準額や調整控除額が必要になってきます。

海外赴任されている場合控除額が確認できない為申請できません。

Q 2年浪人してから2020年度入学した場合も申請できますか？

A 高等学校等卒業後、2年以内に入学出来ていれば大丈夫です。

Q 大学院生も申請できますか？

A 2019年度に大学を卒業し2020年度修士課程、博士前期課程に入学する、前年度末年齢24歳以下の方なら申請可能です。

Q 長期履修学生や留学生も申請できますか？

A 申請は、日本国籍を有する方限定ですが、在留資格や特別永住者の方は申請できます。

長期履修生は対象外です。

Q 編入生でも申請できますか？

A 編入生については、2020年度に入学した学生が3年生となる

2022年度に編入学する学生から申請できます。

Q 低所得者しか申請できないのですか？

A 申請条件を満たしていれば、所得の高い低いに関係なく申請できます。

この授業料減免制度は、

国の高等教育の修学支援制度(給付奨学金) + 大阪府の授業料減免申請を同時に申請することで、

より多くの保護者の負担を軽減する目的で実施しています。

所得の低い方は、国と府の制度を合わせて全額減免できるように判定していきます。

所得の高い方は、国は対象外になったとしても、府の制度で審査し扶養している子供の数で授業料の全額免除、2/3免除、1/3免除と段階的に判定していきます。

しかし、所得の高い世帯で減免対象にならない場合もあります。

Q 資産の申告とは、どのようなものが対象になりますか？

- A 現金や それに準ずる金融資産（投資信託・投資用資産として保有する金・銀等）
預貯金（普通預金・定期預金等）
有価証券（株式・国債・社債・地方債等）

Q 住宅ローンなどはどうなりますか？

- A 住宅ローンなどの借入金は、資産に含みません。
他の資産と相殺して計上することもできません。

2 申請方法について

Q 申請にどのようなものが必要ですか？

- A 新規申請は、下記の書類すべてが必要です。

① 申請書関係一式（詳しくはポータルをご確認ください。）

② 住民票

世帯全員の続柄表示のもの（原本）発行日から3か月以内のもの

③ 課税（所得）証明書（原本） ☞ 生計維持者（父母）の分とと学生本人に所得があれば本人分も
課税証明書に、調整控除額や税額控除額が記載されていること。

豊中市・高槻市・守口市・大東市・東大阪市・箕面市・八尾市・柏原市・羽曳野市・岸和田市・河内長野市
泉佐野市・忠岡町・田尻町・岬町（2020年9月1日現在）

上記の市町村に関しては、課税証明のほかに 課税証明書（補足）別紙3 も提出してください。

④ 在学証明書

19歳以上の扶養する子どもが（本人除く）大学・専門学校・予備校（1浪のみ）等に在籍している場合、
在学証明書が必要です。

扶養している子どもが大学院生の場合は、対象外の為提出の必要は、ありません。

⑤ 学修計画書（大学院生は、研究計画書）

継続申請の方には、

大学から学生あてにメールをお送りするので内容を確認いただき継続願の入力や付属書類を提出してください。

Q 1度申請すれば後は自動更新になりますか？

A いいえ。自動更新にはなりません。

年2回の継続申請が必要です。夏季には所得の判定、年度末には成績と府内在住確認の申請が必要です。

詳しくは、各申請時期のポータルやホームページでご確認ください。

Q 申請の時期は？

A 前期、後期 それぞれポータルや、ホームページに掲載されるのでそちらをご確認ください。

継続対象者には、学生あてに案内メールをお送りします。

3 判定基準について

Q 案内の表にある減免額算定基準額とはなんですか？

A 経済状況を判定するための金額です。

$$\text{減免額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{税額調整額})$$

課税証明書に記載されている課税標準額や調整控除額、税額調整額の金額を当てはめて計算してみてください。

赤のラインから下の基準額は扶養する子どもの数に関係してきます。

下記の表は学域生の表です。

【支援（減免）区分：府大・市大（学部・学域）】

減免額算定基準額	支援区分	授業料等減免	備考	
0円～100円	対象外		国制度による全額減免対象	第Ⅰ区分
100円～25,600円	C区分	1/3減免	国制度による2/3減免対象	第Ⅱ区分
25,600円～51,300円	B区分	2/3減免	国制度による1/3減免対象	第Ⅲ区分
51,300円～154,500円	A区分	全額減免		
154,500円～251,100円	A区分（※子ども3人以上）	全額減免		
	B区分（※子ども2人）	2/3減免		
	C区分（※子ども1人）	1/3減免	国制度対象外	
251,100円～304,200円	B区分（※子ども3人以上）	2/3減免		
	C区分（※子ども2人）	1/3減免		
	対象外（※子ども1人）			

※国の高等教育の修学支援制度を申請せず、本制度のみ申請し、国制度の第Ⅰ区分～第Ⅲ区分相当の収入判定となったものは、一部授業料の免除が受けられません。

4 学業成績要件について

Q 入学時の学業成績に関する要件は？

A 入学時において学業成績の要件はありません。

ただし、学修計画書（大学院生は研究計画書）を必ず提出してください。

Q 在学中の学業成績に関する要件は？

A 修得単位数が標準単位数以上であること等の要件を満たす必要があります。

出席率も著しく悪くならないように注意してください。